第十九条第一項の表第三百八十一条第二項及び第三項、第三百八十五条第一項並びに第三百八十六条の項中「第三百八十六条」を「第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改め、同表第三百八十一条第三項の項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第六項第二号」に改め、同条第二項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百八十九条第二項の項の次に次のように加える。

第三百八十九条第三項及び第四項	取締役	理事

第十九条第二項の表第三百八十九条第五項の項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第六項第二号」に改め、同表第三百八十九条第七項の項中「並びに第三百八十四条から第三百八十六条まで」を「、第三百八十四条、第三百八十五条並びに第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第二十条中「これら」を「同法」に改め、同条の表に次のように加える。

第三百六十八条第一項	各監査役	各監事
第三百六十八条第二項	及び監査役	及び監事

第二十一条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第四百二十六条第六項の項中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改め、同表第四百二十七条第一項の項中「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に、「社外監査役」を「監査役」に改め、「この条」の下に「及び第九百十一条第三項第二十五号」を加え、「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に、「組合員外監事（組合の監事であって、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員若しくは使用人でなく、かつ、その就任の前五年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社（同法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかったものをいう。以下同じ。）」を「監事」に、「組合員外監事が」を「監事が」に、「組合員外監事と」を「監事と」に改め、同表第四百二十七条第二項、第四項（第一号及び第二号を除く。）及び第五項の項中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に、「組合員外監事」を「監事」に改め、同表第四百二十七条第三項の項中「社外取締役」を「同項に規定する取締役」に改める。

第二十二条中「これら」を「同法」に改め、同条の表第八百四十九条第二項第一号の項中「第八百四十九条第二項第一号」を「第八百四十九条第三項第一号」に改め、同表第八百五十条第四項の項中「第五十五条」の下に「、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を加える。

第二十四条第一項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第四百三十九条の項を次のように改める。

第四百三十九条	
会計監査人設置会社	会計監査人監査組合（中小企業等協同組合法第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合をいう。以下同じ。）
第四百三十六条第三項	同法第四十条第六項
計算書類が	決算関係書類（同条第二項に規定する決算関係書類をいう。）が
前条第二項	同条第八項
取締役	理事
計算書類の	決算関係書類の

第二十四条第一項の表第四百四十四条第一項の項の次に次のように加える。

第四百四十四条第四項	監査役	監事

第二十四条第一項の表第四百四十四条第五項の項を次のように改める。

第四百四十四条第五項	会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合に	会計監査人監査組合において
	取締役会	理事会

第二十四条第一項の表に次のように加える。

第四百四十四条第七項	取締役	理事

第二十四条第二項中「これら」を「同法」に改め、同項の表第三百四十四条第一項の項を次のように改める。

第三百四十四条第一項	監査役設置会社	会計監査人監査組合（中小企業等協同組合法第四十条の二第一項に規定する会計監査人の監査を要する組合をいう。以下同じ。）
	監査役が	監事が

第二十四条第二項の表第三百四十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三百四十四条第二項	監査役	監事

第二十四条第二項の表第三百九十六条第一項の項の次に次のように加える。

第三百九十六条第二項	取締役及び会計参与並びに支配人その他の	理事及び監事並びに

第二十四条第三項の表第四百二十六条第二項の項及び第四百二十六条第三項の項を次のように改める。

第四百二十六条第二項	前条第三項	中小企業等協同組合法第四十条の二第四項において準用する同法第三十八条の二第七項
	取締役の	理事の
	取締役会	理事会
第四百二十六条第三項	取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議	理事会の決議
	取締役は	理事は
	前条第二項各号	中小企業等協同組合法第四十条の二第四項において準用する同法第三十八条の二第六項各号